

第3 屋内タンク貯蔵所

1 不燃材料及び耐火構造

第2節 第1「製造所」3 不燃材料及び耐火構造によること。

2 標識及び掲示板

第2節 第5「屋外タンク貯蔵所」5(1)によること。

3 構造

(1) 屋内貯蔵タンクとタンク専用室の屋根（屋根がない場合は、上階の床）との間に0.5m以上の間隔を有すること。◆

(2) 「さびどめのための塗装」については、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

(3) アルコール貯蔵タンクの通気管にあつては、規則第20条第2項第1号及び第2号に適合した同条第1項第2号の大気弁付通気管を設置することは差し支えない。

(S37.10.19 自消丙予発第108号質疑)

(4) ポンプ設備の周囲には点検、修理等のため適当な空間を保有すること。◆

(5) 「床の傾斜及び貯留設備」については、「製造所」の例によること。

(6) 「しきいの高さ」については、貯蔵する危険物の全量が収容できるしきいの高さとするか、又はこれにかわる「せき」を設けること。この場合における「せき」は、鉄筋コンクリートブロック造とするほか、当該「せき」と屋内貯蔵タンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。◆

(7) 政令第12条第2項第2号に規定する「危険物の量を容易に覚知することができる場合」とは、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当する。

(S46.7.27 消防予第106号通知)

(8) 政令第12条第2項第8号に規定する「屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とは、出入口のしきいの高さを高くするか、又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法で、タンク専用室内に収納されている危険物の全容量が収納できるものであること。(S46.7.27 消防予第106号通知)

4 複数のタンクを設置する場合の基準

(1) 一のタンク専用室において、指定数量未満の危険物を貯蔵するタンクを二以上設置することにより、その容量の合計が指定数量以上になるときは、屋内タンク貯蔵所として規制する。◆

(2) 最大容量の例を次に示す。

ア タンク専用室に一のタンクを設け、単品貯蔵した場合

品名		最大容量	倍数
特殊引火物		2,000 L	40倍
第1石油類	(非水溶性)	8,000 L	40倍
	(水溶性)	16,000 L	40倍
第2石油類	(非水溶性)	20,000 L	20倍
	(水溶性)		10倍
第3石油類	(非水溶性)	20,000 L	10倍
	(水溶性)		5倍
第4石油類		240,000 L	40倍
動植物油類		400,000 L	40倍

イ タンク専用室に二以上のタンクを設けた場合

品 名		倍 数	合計倍数
第1 石油類(非水溶性)	4,000 L	20 倍	36 倍
第2 石油類(非水溶性)	16,000 L	16 倍	
第3 石油類(非水溶性)	20,000 L	10 倍	40 倍
第4 石油類	180,000 L	30 倍	